

# 岐阜県知事選挙 1月27日

～ 一票で 愛する岐阜県 変わるはず ～

岐阜県知事選挙が1月27日(日)に行われる予定です。

候補者の政見など、よく見、よく聞き、よく考えて、私たちの代表を選びましょう。

また、選挙は私たちが政治に参加できる大切な機会のひとつです。大切な権利を無駄にしないよう必ず投票しましょう。

|            |  |
|------------|--|
| 投票の日時と場所   | <b>【日 時】</b> 1月27日(日) 午前7時～午後8時<br><b>【場 所】</b> 第1投票区 笠松中央公民館 集会室<br>第2投票区 松枝公民館<br>第3投票区 下羽栗会館  |
| 投票できる方     | 平成5年1月28日以前に生まれた方で、平成24年10月9日以前に笠松町に住民登録をされ、町の選挙人名簿に登録されている方。<br>(投票日当日までに県外へ転出された方は投票することができません)  |
| 期日前投票      | 投票日に仕事や旅行などの理由で投票できない方は、期日前投票ができます。<br><b>【期 間】</b> 1月11日(金)～26日(土)<br><b>【時 間】</b> 午前8時30分～午後8時<br><b>【場 所】</b> 役場 1階 住民課ロビー<br><b>【方 法】</b> 宣誓書兼請求書に記入し、投票します。<br>(入場券が届いていれば持参してください)   |
| 郵便による不在者投票 | 身体障害者手帳、介護保険被保険者証などを持っている方で、次の要件に該当する方は、郵便による不在者投票をすることができます。<br>・身体障害者手帳をお持ちの方で、両下肢、体幹または移動機能の障がいの程度が1級か2級の方、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障がいの程度が1級か3級の方、免疫または肝臓の障がいの程度が1級から3級の方<br>・戦傷病者手帳をお持ちの方で、両下肢、体幹の障がいの程度が特別項症から第2項症までの方、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸または肝臓の障がいの程度が特別項症から第3項症までの方<br>・介護保険被保険者証をお持ちの方で、要介護状態区分が要介護5の方 |
| 開票の日時と場所   | <b>【日 時】</b> 1月27日(日) 午後9時～<br><b>【場 所】</b> 笠松中央公民館 3階 大ホール  |
| 投票所入場券     | <b>【発送予定日】</b> 1月10日(木)<br>入場券が届かない場合は、町選挙管理委員会にお問い合わせください。<br>万一、入場券をなくしたときでも投票はできますので、投票所で係員に申し出てください。   |

※病院や老人ホームなどの指定施設で投票する方や一時的に遠方に滞在していて、笠松町以外で投票する方、選挙期日には20歳を迎えるが、期日前投票を行おうとする日には19歳の方などは、従前どおりの不在者投票となります。

詳しくは町選挙管理委員会(役場総務課)までお問い合わせください。

☎388-1111 内215・216